

調達要求番号：337B1AR0004

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
		NAS-Z210005
油分離槽清掃役務	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成30年 3月16日
	変更	令和 5年 5月11日
	作成部隊等名	足寄弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書及び図面は自衛隊の足寄分屯地糧食東側に設置されている油分離槽の清掃役務（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）

2 役務に関する要求

2.1 法令の順守

契約の相手方は、本仕様書に規定するほか関係法令等を遵守し、本役務を実施する。

2.2 適用

役務実施にあたり、本仕様書に記載なき事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編）によるものとする。

2.3 役務内容

- a) 油分離槽の汚泥の汲取り及び清掃。
- b) 汲取及び清掃作業の実施期間は、調達要領指定書によって指定する。
- c) マニフェストE票の提出をもって役務完了とする。

2.4 油分離槽容量

0.688 m³

2.5 使用資器材等

本役務に使用する資器材等は契約の相手方で準備する。

2.6 現場管理

- a) 本役務中の安全管理は、遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、請負書の責任において処置し、速やかに監督官に報告するものとする。
- b) 役務実施場所及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- c) 油分離槽の細部位置及び詳細については、別紙による。

2.7 環境保全

契約の相手方は、役務実施にあたり、環境対策に係る関係法令等を遵守の上、役務実施場所及び周辺の環境保全に努めなければならない。

2.8 書類手続

役務上必要な書類は、速やかに提出し、監督官の承諾を受ける。

2.9 工事写真

役務写真は、主要な作業段階、その他監督官の指示する場所を撮影し、整理の上、原版と共に監督官に提出する。(デジタルカメラ使用可、役務終了後保存データ削除)

3 補償

役務完了後、機能不良等の発生が、契約の相手方の責に帰すべき理由のものは、契約の相手方の責任において回復を行わせるものとする。また、既存の施設等に損傷を与えた場合には、監督官に報告するとともに契約の相手方負担において速やかに復旧するものとする。

4 監督・検査

監督及び検査は契約担当官等が定める監督・検査要領による。

5 疑義

本役務に関して、不明または疑義が生じた場合は、監督官と協議するものとする。ただし、軽微なものについては、監督官の指示に従う。